総務常任委員会資料
総務部人事室給与労務課

議案第 159 号
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例及び宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料３　令和元年度（２０１９年度）及び令和２年度（２０２０年度）の給与制度の適正化の内容

令和元年度（２０１９年度）及び令和２年度（２０２０年度）の２カ年にわたり取り組む給与制度の適正化の内容は以下のとおり。

１　令和元年度（２０１９年度）実施済分

（１）係長級職員に係る管理職手当の廃止

係長級職員の管理職手当を令和２年４月から廃止し、時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給する。なお、令和元年度は以下の表のとおり経過措置を設けた。

年度	管理職手当（月額）	時間外勤務等に係る管理職加給	時間外勤務手当・休日勤務手当
平成３０年度（２０１８年度）まで	４０，０００円	１，８００円／時間 ※支給対象は月１０時間を超えて勤務した時間（上限２０時間分）	支給せず
令和元年度（２０１９年度）	２０，０００円	２，０００円／時間 ※支給対象は月１０時間を超えて勤務した時間（上限なし）	支給せず
令和２年度（２０２０年度）以降	廃止	廃止	支給

（２）５５歳昇給停止の導入

国家公務員に準じて、５５歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員は５７歳）に達した年度の翌年度以降は原則として昇給を停止する。

（３）初任給基準の引き下げ

行政職給料表適用者について、初任給基準を全区分２号給引き下げる（幼稚園教諭及び指導主事を除く）。

（４）期末勤勉手当の職務段階別加算の見直し

係長級職員と主任･一般職職員で同一であった期末勤勉手当の職務段階別加算について、以下の表のとおり差を設ける。

職務加算割合	平成３０年度（２０１８年度）まで		令和元年度（２０１９年度）以降	
	係長	主任・一般職	係長	主任・一般職
１０％	当該年度５３歳以上の職員	当該年度５３歳以上の職員	当該年度５０歳以上の職員	
８％	当該年度５２歳未満で３級６５号給以上の職員	当該年度５２歳未満で３級６５号給以上の職員	当該年度４０歳以上５０歳未満の職員	当該年度５０歳以上の職員
５％	上記以外の係長級職員	上記以外で２級３９号給以上の職員	上記以外の係長級職員	当該年度３０歳以上５０歳未満の職員

２　令和２年度（２０２０年度）実施分（資料２再掲）

（１）係長級職員の管理職手当の廃止に伴う改正

①係長級職員の給料格付けの見直し（令和２年４月に２号給上位、令和３年４月にさらに２号給上位へ格付け）

②技能労務職員の監督指導手当の廃止

（２）行政職給料表及び消防職給料表の見直し

同一の級に格付けしていた係長と主任を別々の級に格付けるとともに、主任及び一般職の給料水準を引き下げる。行政職給料表適用者については、主任の給料は現行から平均２．４６％引き下げ、主任・一般職全体では平均１．４１％引き下げ、現給保障する。

３　ラスパイレス指数

令和元年４月のラスパイレス指数１０１．１（市試算値）は、現給保障の終了後は１００程度となる見込み。